

## 京都市環境保全基準の改定について

本市では、京都市環境基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、国の環境基準（以下「環境基準」という。）に京都の地域特性を加味した環境保全基準（以下「市保全基準」という。）を定めています。

平成 24 年 8 月及び平成 25 年 3 月、国において、生活環境の保全に関する環境基準に、水生生物に対する新たな毒性情報が明らかとなった「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の 2 つの項目が追加されたことから、市保全基準を改定し、これらの項目を追加するに当たり、同条例同条第 2 項及び第 6 項の規定に基づき、環境審議会（環境保全基準部会）の意見をお聴きしようとするものです。

## 1 市保全基準の改定理由

水生生物の保全に関する環境基準の類型は、水質や水温、魚介類の生息状況等を考慮して指定されている。

今回、新たに追加された項目は、各類型における代表種に対する毒性情報が明らかになった物質であり、類型ごとに基準値が設定され、類型指定の対象河川に対して適用されている。

一方、市保全基準の類型も、環境基準と同様の考え方により指定しているが、環境基準で類型指定の対象となっていない中小河川においても独自に類型指定しているため、環境基準で新たに追加された項目を市保全基準で類型指定した全ての河川に適用できるよう、市保全基準を改定し、これらの項目を追加しようとするものである。

## 2 市保全基準の改定内容（案）

生活環境の保全に関する環境基準において新たに追加された、「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の 2 つの項目及び基準値を市保全基準 2（2）イ「水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）」に追加する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(参考) 水質汚濁に関する市保全基準の最近の改定状況

年 月	改 定 内 容
平成22年5月	・ 人の健康に係る項目の追加 (1,4-ジオキサン)。
平成23年3月	・ 水質汚濁に係る既存の類型指定を改定。 ・ 水生生物の保全に係る新たな基準の設定及び類型の指定。
平成24年3月	・ 人の健康に係る項目の基準値の改定 (カドミウム)。